

「ヒートアイランド対策大綱中間とりまとめ案」に対するパブリックコメントの結果

※パブリックコメントによる意見提出は総計20件

整理番号	該当箇所	意見概要	対応
001	(特に指定なし。施策の追加)	ヒートアイランド対策は、人間を減らすことが根本対策であり、都市機能の分散が最高の策であるが、すぐには出来ないため、代替え対策が必要。「放熱フィン」や「地下室の活用」といったような対策と、その展開方法を大綱で記載すべきだと思われる。	御提案の方策については、具体的な技術名に言及していないものの中間取りまとめ案で提案させていただいた施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。 個別技術である「放熱フィンを付ける」、「地下室活用」については、これまで科学的な検証を行っていないものであるため、今後の検討の参考とさせていただきます。
002	第4の1. 2) 省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及促進 第4の2. ~ 4.	・住宅(とりわけ戸建て住宅)の高断熱化については、日本の大都市に適したものかどうか、見直しが必要。 ・ドライミストのように、熱交換式以外の手段を普及させる必要がある。 ・過去の過大な交通量見通しに基づいた道路計画も中止または見直しを行い、緑地の減少を防ぐべきである。	御提案の方策については、具体的な技術名について言及していないもの、中間取りまとめ案で提案させていただいた施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。 ・断熱に関しては、5ページに「省エネ法における住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯等の設備性能も含めて総合的に評価する一次エネルギー消費量による基準に見直す。」と記載しており、地域の気候条件に応じた基準設定を行うとともに、通風や日射の遮蔽などの取組みについても評価する方向で検討を行ってまいります。 ・「ドライミスト」等の適応策に類する個別技術については、日本の大都市に適したものかどうかについては、適応策の検討の中で、「取りうる適応策の効果を定量的に評価した上で」とすでに記載されております。 ・交通量見直しの算出にあたっては、不斷にその算出方法を見直しつつ、信頼性・透明性の確保に努めております。また、その最新の交通量見直しを踏まえた道路計画に加え、厳格な事業評価を実施することにより、道路整備を行っております。 なお、道路における緑化は、道路利用者等への快適な空間の提供、景観の向上、地球温暖化対策等の観点から重要であると考えており、街路樹の整備等の道路における緑化を積極的に推進しております。

003	第4の2. 地表面被覆の改善	高反射率塗料について記述されたい。	御指摘の高反射塗料については、「ヒートアイランド対策として効果が期待される先進的環境技術について、その効果等を第三者が客観的に実証することにより、当該環境技術の普及を促進する。」と記載しており、この当該技術の一つとして高反射塗料も含まれます。 参考:ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術) http://www.env.go.jp/policy/etv/s05_c1.html
004	(特に指定なし。施策の追加提案)	内燃機関の排気口や工場の煙突の排気口部へ装着し、CO ₂ を含む排気ガスを吸收相殺するタービンを採用すべき。	御提案のタービンの活用については、科学的な知見が十分とはいえないため、今後の検討の参考とさせていただきます。
005	第4の2. 地表面被覆の改善	「ヒートアイランド対策」と「雨水の有効利用(貯留)」を同時に図ることができ、都市の水循環の健全化でヒートアイランド緩和に寄与できる「保水性建材」の追加・明記すべき。	御提案の方策については、具体的な技術名に言及していないものの中間取りまとめ案で提案させていただいた施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。 なお、保水など水の活用については、「4)水の活用による対策の推進」として掲げています。
006	第4の1. 人工排熱の低減の項	従来に比べて格段に排熱の小さい水冷方式の冷凍機、ヒートポンプ等の普及を図るため、特定機器(電化製品)の中から空冷方式の冷凍機、ヒートポンプを使用する空調システムを除くべき。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)」における特定機器は、同法第78条において、「エネルギーを消費する機械器具のうち、…我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの」と規定されており、機械器具の省エネルギー性能向上を目的として指定しているものです。当該機器の判断基準の策定にあたっては、特定機器のうち性能が最も優れている製品の当該性能の水準を基本とすることとなっておりますので、エアコンディショナーについても、その省エネルギー性能の向上の観点から、性能が最も優れている製品の水準を基本に定める必要があります。
007	第4の1. 1)エネルギー消費機器等の高効率化の促進	・業務用建物や工場等の冷房排熱の排出方法について、直接の気温上昇につながるパッケージエアコンなどの顯熱方式を抑制し、都市の水分循環を促進し気温上昇への影響が少ない冷却塔などの潜熱方式への促進するような施策を検討してはどうか。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)」第5条に基づき定められた「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準(平成21年経済産業省告示第66号)」において、事業者が省エネのために取り組むべき事項として、空気調和設備のエネルギーの効率的利用について規定しております。同基準においては、一定の空気調和方式を排除しておりませんが、別途排熱の有効利用について検討することが規定されております。

008	<p>第4の1. 5)未利用エネルギー等ヒートアイランド対策に資する新エネルギーの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策が特に必要で、導入可能性が高い場合は未利用エネルギー活用した地域冷暖房又はその代替案についての計画策定を義務付け、そのために必要な支援措置を講じてはどうか。 ・太陽熱利用の導入を促進するために利用計画の策定を義務付け、そのために必要な支援措置を講じてはどうか。 ・未利用エネルギーを活用するための導管の公道等への敷設に関する規制緩和と敷設のための諸手続きの簡素化してはどうか。 	<p>未利用エネルギーや再生可能エネルギー熱の利用促進の方策については、中間取りまとめ案で提案させていただいた「第4 1. 人工排熱の低減」に係る施策の中におおむね盛り込まれているものと解釈いたしますが、いただいたご提案につきましても、今後の政策を検討するに際しての参考とさせていただきます。熱供給導管は、道路法第32条第1項第2号に規定する物件に該当し、同法第33条第1項の基準を満たせば、現状においても占用許可が可能です。</p> <p>また、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管については、その公共性にかんがみ、道路法第33条第1項の基準に適合するときは、原則として占用許可を与えることとしています。</p> <p>また、占用許可申請手続きに当たり、申請書の添付書類は必要最小限のものとし、変更等の申請に当たっては、当初申請時と変更ない物件については、当初申請時の図面を活用する等、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求しないことについて、平成22年7月14日付けで改めて各道路管理者あて周知したところです。</p>
009	<p>第5 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進 3. 計画的な施策展開のための調査研究</p>	<p>高密な市街地におけるBEMS等を活用した空調設備からの人工排熱の管理による、ヒートアイランド現象と地域レベルでの人工排熱量の関連について調査検討し、有効な対策と実現可能性を検討すべき。</p>	<p>御提案の方策については、具体的な技術名に言及していないものの中間取りまとめ案で提案させていただいた施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。</p>
010	<p>第4の1. 人工排熱の低減</p>	<p>エネルギーを消費する建物側とエネルギーを供給する地域冷房施設が協調連携した街まるごとのエネルギーマネジメント体制の推進に対する補助等の支援について記載すべき。</p>	<p>御提案の方策については、中間取りまとめ案で提案させていただいた、「第4 1. 人工排熱の低減」に係る施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。</p>
011	<p>第4の2. 地表面被覆の改善</p>	<p>地表表面被覆の改善の手段として太陽熱高反射塗料について記載すべき。</p>	<p>003と同じ回答</p>

012	第4の1. 2)省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及促進	建築物の高断熱化は重要だが、その先の目指すべき姿として伝統的木造建築に着目した「エネルギーを使わない建築物」に言及すべき。	エネルギー消費も含め、御指摘の伝統的木造建築等のこれまでの住居環境やライフスタイル等から学べる点も多いため、以下のように修正いたします。 第4.5. 人の健康への影響等を軽減する適応策の推進 「～適応策の実施を促す。特に、気温以外の湿度や地表面温度等の指標を適切に使用し、地方自治体等が適応策の効果を簡易に把握できる手法や、かつての住環境やライフスタイルを活用した対策及び夜間の対策等についても調査研究を行う。」
013	第4の2. 地表面被覆の改善 3)公共空間の緑化等の推進	住宅地の緑化推進のために、電線の地中化による電柱の街路樹置き換え、継承者不在の小規模宅地を自治体が取得し小規模緑地として整備する、等の方策を進めるべき。	電線類の地中化等による無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から推進しております。また、道路における緑化は、道路利用者等への快適な空間の提供、景観の向上、地球温暖化対策等の観点から重要であると考えており、街路樹の整備等の道路における緑化を積極的に推進しております。 地方公共団体がご提案の方策を行う場合も考えられるため、以下のように修文いたします。 「○都市域において、市街地における都市公園等の整備を引き続き推進する。」
014	第4の2. 地表面被覆の改善	高反射率塗料を記載すべき。	003と同じ回答
015	第4の2. 地表面被覆の改善 (資料)各省施策の取りまとめ 一 地表面被覆の改善	ヒートアイランド対策技術として「高日射反射率建材(高日射反射率塗料、高日射反射防水材など)」に関する取組みを追加すべき。	003と同じ回答
016	第4の2. 地表面被覆の改善 (資料)各省施策の取りまとめ 一 地表面被覆の改善	ヒートアイランド対策技術として「高日射反射率建材(高日射反射率塗料、高日射反射防水材など)」に関する取組みを追加すべき。	003と同じ回答
017	第4の2. 地表面被覆の改善	ヒートアイランド対策技術として、緑化以外の、「高日射反射率建材(高日射反射率塗料、高日射反射防水材など)」に関する取組みを追加すべき。	003と同じ回答

018	<p>第1 ヒートアイランド現象の現状 第4 ヒートアイランド対策の推進 第5 2. 原因・メカニズム・影響に関する調査研究</p>	<p>・ヒートアイランド現象の現状の把握には、気温のみではなく蓄熱・熱放射を考慮することが重要。 ・都市の蓄熱によって熱帯夜等の影響が発生しており、蓄熱を阻止する反射技術、熱容量を下げることも検討すべきである。 ・蓄熱の解明が重要であり、地中温度等の測定など基礎的な蓄熱状況の把握が必要である。</p>	<p>御提案の蓄熱や熱放射等については、ヒートアイランド現象の解明、対策のためにそのメカニズム等を把握することは不可欠であり、以下のように修文いたします。</p> <p>第5 2. 原因・メカニズム・影響に関する調査研究 「人工排熱、土地利用、海陸風、蓄熱された熱の放射等ヒートアイランド現象に関する諸要因の関連性や寄与度の評価、」 「地中温度の測定」については、今後の個別施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
019	<p>第4の2. 地表面被覆の改善</p>	<p>ヒートアイランド対策技術として、緑化以外の、「高日射反射率建材(高日射反射率塗料、高日射反射防水材など)」に関する取組みを追加すべき。</p>	<p>003と同じ回答</p>
020	<p>第4 ヒートアイランド対策の推進</p>	<p>・人工排熱の再利用や節電の一層の促進、電気自動車の促進を強力に促進し、人工排熱の抑制の強化を図るべき。 ・地表面被覆の改善のため、道路整備から歩行者・自転車利用者のための道路整備への転換や公共交通機関利用促進、電柱の地中化、エコドライブの義務化等の取組を強化すべき。 ・現在のライフスタイルを見直し、公共サービスの有料化も含め、節エネルギーを強化すべき。</p>	<p>・御提案の方策については、中間取りまとめ案で提案させていただいた、「第4 1. 人工排熱の低減及び4. ライフスタイルの改善」に係る施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。 ・地表面被覆の改善につながるものではありませんが、以下のよう取組を推進しております。 ○車以外の利用者を含め、歩行者や自転車利用者など多様な利用者が安全・安心して共存できる環境整備を積極的に推進しております。 ○第4の1. 4)に記述のあるとおり、公共交通機関の利用促進に努めることとしています。 ○安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から無電柱化を推進しております。 ・省エネルギーの推進については、中間取りまとめ案で提案させていただいた、「第4 1. 人工排熱の低減及び4. ライフスタイルの改善」に係る施策の中に、おおむね盛り込まれているものと解釈いたします。</p>